

令和 7 年度難病患者通院費助成金交付事業

難病のある方に対し、通院するために利用したタクシーの料金の一部を助成することにより、通院の際の負担を軽減します。

1 事業概要

助成対象者	区内在住でタクシー利用時に以下のすべてに該当する方 ☑区が指定する特殊疾病を有しており、難病医療費助成、小児慢性特定疾病医療費助成、東京都単独難病医療費助成又はその他の難病医療費助成を受けている方（申請中の方は御相談ください） ☑荒川区福祉タクシー利用券の交付又は荒川区心身障害者自動車燃料費助成を受けていない方 ☑施設に入所又は入院していない方 ※所得制限があります。詳細は裏面をご覧ください。
助成対象経費	通院時にタクシーの利用に要した経費
助成上限金額	1 期（4 カ月）当たり 15,600 円

2 申請方法

申請書の提出 	（１）窓口又は郵送による申請 荒川区難病患者通院費助成金交付申請書兼請求書に必要事項を記入の上、<u>タクシーの利用及び通院を証する領収書</u>を添えて下記担当まで御提出ください。区ホームページ（右記 QR コード）より申請書のダウンロードが可能です。 （２）電子申請 区ホームページ（右記 QR コード）にアクセスし、必要事項を入力の上、<u>タクシーの利用及び通院を証する領収書の画像と併せて申請</u>してください。 
---	--

申請（請求）期間 	期別	タクシー利用期間	申請（請求）期限
	第 1 期	4,5,6,7 月	8 月 15 日まで
	第 2 期	8,9,10,11 月	12 月 15 日まで
	第 3 期	12,1,2,3 月	3 月 31 日まで

※申請できる回数は 1 期あたり 1 回です。複数回の申請はできません。

※助成金申請額は 1 期あたり 15,600 円が上限になります。上限額に満たない場合でも、次期に繰り越しはできません。

※特別な理由により期限までに申請できない場合は、当該期分を 1 回も申請していない場合に限り、次期の申請期限までに、当該期 4 か月分の助成金を次期の 4 か月分と合わせて申請できます。なお、第 3 期分については、次期が翌年度になるため、次期の 4 か月分と合わせて申請することはできません。第 3 期分の申請が期限を過ぎる場合は下記問合せまで御連絡ください。

助成金の決定・支払 	- 申請書を審査の上、区から荒川区難病患者通院費助成金交付決定通知書を郵送後、指定の口座にお振込みします。 - タクシーの利用及び通院を証する領収書の日付が一致している場合に限り、助成金を交付します。当該日付が異なる場合や、日付が確認できない場合は、交付対象外となります。
--	---

3 問合せ

〒116-8501 荒川区荒川 2-2-3

荒川区福祉部障害者福祉課障害サービス係 03-3802-3111（内線 2691）

所得制限について

令和5年中の所得が下表以下の方が申請できます。

※20歳未満（令和7年4月1日現在）の方は、保護者の所得が基準です。

扶養親族の数（年少扶養を含む）	0人	1人	2人	3人	4人
所得（円）	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000

- ①扶養親族数が5人以上の場合は、1人につき38万円を加算します。
- ②扶養親族等に老人控除対象配偶者、老人扶養親族がいる場合は、さらに1人につき10万円加算、特定扶養親族がいる場合は、1人につき25万円を加算します。
- ③所得は、通常の所得以外に分離課税、譲渡所得等を含みます。